

Weekly Report

第642号
令和4年3月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス制度実施後の免税事業者との取引

◆免税事業者からの仕入に係る経過措置

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施され、原則として登録を受けた課税事業者が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

そのため、課税事業者は免税事業者からの仕入について、原則、仕入税額控除ができなくなります。取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、制度実施後3年間(5年10月～8年9月)は消費税相当額の8割、その後3年間(8年10月～11年9月)は5割を仕入税額控除が可能です。

なお、簡易課税制度を適用している課税事業者は、制度実施後も売上に係る消費税額に業種ごとの一定割合を乗じた額で仕入税額控除が行えるため、適格請求書の保存を必要としません。

◆免税事業者との取引に係る下請法などの問題

簡易課税制度を適用していない課税事業者がイ

ンボイス制度を契機として、免税事業者との取引条件を見直す場合、それ自体が問題となるものではありませんが、以下のような行為は独占禁止法や下請法等の問題となる可能性があるため、一方的に不利な取引条件にならないよう注意が必要です。

- ・免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない。
- ・要請に応じて免税事業者から課税事業者となったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に設定された従来の取引価格を一方的に据え置いて発注。
- ・課税事業者にならなければ取引価格を引下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど、一方的に通告する。

4月から施行される改正個人情報保護法

個人情報の取扱いルールを定めた個人情報保護法は、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している全ての事業者が適用対象です。

本年4月から改正により多岐にわたる見直しが行われ、例えば、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある事態(要配慮個人情報が含まれる場合や財産的被害がある場合など)については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

この他、*利用停止・消去等の請求権を本人の権利利益が害されるおそれがある場合などにも拡充、*6ヵ月以内に消去する短期保存データを開示、使用停止等の対象とする、などがあります。

採用・退職等における社会保険料の取扱い

社会保険料(厚生年金・健康保険)は月単位で計算されるため、採用等により被保険者資格を取得した月は、被保険者期間が1日でもあれば1ヶ月分の保険料を納めます。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることになります。